

第2次中央市長期総合計画

# 資料編

# 1 | 条例

## ○中央市総合計画策定条例

平成 28 年 3 月 22 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画の策定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の最上位の計画として、将来における本市のあるべき姿及び進むべき方向並びに市民との協働によるまちづくりについての基本的な指針として、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市政の最高理念であり、市が目指すべき将来像とこれを実現するための基本的な方針を示すものをいう。
- (3) 基本計画 前号に掲げる基本構想に基づき、これを実現するための施策の基本的な方向及びその体系を示す基本的な指針として定めるものをいう。
- (4) 実施計画 前号に掲げる基本計画に基づき、これを計画的に実行するための施策の具体的な指針として定めるものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第 3 条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、中央市総合計画審議会条例(平成 18 年中央市条例第 30 号)第 1 条に規定する中央市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 市長は、前条の規定による手続きを経て基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。

(基本計画及び実施計画の策定)

第 5 条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第 6 条 市長は、総合計画を策定したとき又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第 7 条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている基本構想、基本計画及び実施計画は、この条例の規定に基づき策定されたものとみなす。

# ○中央市総合計画審議会条例

平成 18 年 2 月 20 日

条例第 30 号

## (設置)

第 1 条 中央市における総合計画及びその実施に関し必要な事項について調査審議するため、市長の附属機関として中央市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定の基準となるべき事項について調査し、及び審議する。

2 審議会は、総合計画に関する事項について必要と認める場合は、市長に意見を申し出ることができる。

## (組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者、地域を代表する者、市議会の議員及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

## (任期)

第 4 条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

2 前条の規定による委員のうち役職にあることにより任命された者の任期は、その任期中とする。

## (会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長若干人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順位に従い、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (意見の聴取等)

第 7 条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

## (専門部会)

第 8 条 会長は、特に必要があると認めるときは、専門的事項を審議させるため、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で構成し、部会長は、部会委員の互選により選任する。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 部会の会議については、第 6 条の規定を準用する。

## (庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、政策秘書課において処理する。

(平 19 条例 1・平 26 条例 2・一部改正)

## (委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附則

この条例は、平成 18 年 2 月 20 日から施行する。

附則（平成 19 年条例第 1 号）抄

## (施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 26 年条例第 2 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 | 第2次中央市総合計画審議会委員名簿

敬称略 50音順

No.	審議会の職	所属	役職	氏名	委員区分
1		中央市 男女共同参画委員会	委員	浅野 加奈子	識見を有する者
2	会長	山梨県立大学国際政策学部 総合政策学科	教授	安達 義通	識見を有する者
3		公募委員	—	市川 浩二	地域を代表する者
4		中央市商工会	会長	浦田 勉	関係行政機関の 役職員
5		中央市社会福祉協議会	事務局長	加藤 朝香	関係行政機関の 役職員
6		中央市 PTA 連絡協議会	会長	河野 晴輝	識見を有する者
7		田富第一保育園保護者会	会長	小林 正浩	識見を有する者
8		中央市 ことぶきクラブ連合会	会長	櫻井 喜久男	識見を有する者
9	副会長	中央市自治会長会	会長	志村 勇	地域を代表する者
10		公募委員	—	杉野 美幸	地域を代表する者
11		中央市愛育会	会長	鷹野 利美	識見を有する者
12		中央市民生委員児童委員	主任児童委員	田中 三枝子	識見を有する者
13		中央市立学校校長会	代表	丹澤 博	識見を有する者
14		中央市農業委員会	会長	保坂 元信	識見を有する者

### 3 | 第2次中央市長期総合計画後期基本計画策定経過

年 月 日	会 議 等	検 討 内 容 等
令和4年 4月20日	第1回総合計画策定本部	計画策定方針について
令和4年 5月16日	第2回総合計画策定本部	市民アンケートの実施について
令和4年 5月1日	審議会公募委員の募集開始	5月20日まで 審議会委員5人を募集 応募者数2人
令和4年 6月14日	市民アンケート調査実施	6月14日まで 無作為抽出による、送付数1,999人 回収率48.1%（回収数962人）
令和4年 7月21日	第3回総合計画策定本部	市民アンケートの結果報告
令和4年 8月2日	第1回総合計画審議会	委員委嘱、諮問 計画策定方針および策定スケジュール 市民アンケート調査結果報告
令和4年 8月17日	第4回総合計画策定本部	後期計画の施策体系構築 第1回総合計画審議会の結果報告
令和4年 10月26日	第5回総合計画策定本部	前期基本計画の実績報告 基本構想・後期基本計画（素案）
令和4年 11月22日	第2回総合計画審議会	前期基本計画の実績報告 基本構想・後期基本計画（基本政策1、2）
令和4年 12月2日	議会総務教育常任委員会に説明	後期基本計画策定状況報告
令和4年 12月13日	第3回総合計画審議会	後期基本計画（基本政策3、4、5）
令和5年 1月4日	市民アンケート実施	1月17日まで 無作為抽出による、送付数992人 回収率47.1%（回収数467人）
令和5年 1月10日	第6回総合計画策定本部	第2回、第3回総合計画審議会の報告 第4回総合計画審議会について
令和5年 1月17日	第4回総合計画審議会	報告（意見反映結果） 後期基本計画総括 パブリックコメント
令和5年 2月1日	パブリックコメント実施	2月20日まで（20日間） 意見等1人、1件
令和5年 2月24日	第7回総合計画策定本部	パブリックコメントの結果
令和5年 2月28日	総合計画審議会答申	後期基本計画（案）の確定 答申
令和5年 3月1日	3月市議会定例会に提案	議決案件として基本構想（変更案）を提案
令和5年 3月23日	3月市議会定例会にて議決	基本構想（変更案）を可決 後期基本計画を報告

## 4 | 諮問書

中央政第8-1号  
令和4年8月2日

中央市総合計画審議会  
会長 安達義通様

中央市長 望月智

### 第2次中央市長期総合計画について（諮問）

中央市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第2次中央市長期総合計画後期基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めたいので、諮問いたします。

## 5 | 答申書

令和5年2月28日

中央市長 望 月 智 様

中央市総合計画審議会  
会長 安 達 義 通

### 第2次中央市長期総合計画（案）の策定について（答申）

令和4年8月2日付け中央政第8-1号で諮問のあった第2次中央市長期総合計画後期基本計画の策定について慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、本答申とあわせて、将来にわたって活力ある持続可能なまちづくりを進めるとともに、誰もがこのまちで安心していきいきと暮らしていけるよう、総合計画に基づく施策を推進してください。

また、計画の策定過程において実施した市民アンケートの結果など、市民の意見を十分参考にするとともに、市民とのつながりを大切にし「実り豊かな生活文化都市」の実現に向けて最善を尽くされるよう要望します。

## 第2次中央市長期総合計画

---

発行日 令和5年3月

発行 中央市

〒409-3892

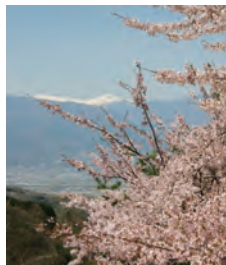
山梨県中央市白井阿原 301-1

TEL 055-274-1111 (代表)

FAX 055-274-7130

URL [www.city.chuo.yamanashi.jp](http://www.city.chuo.yamanashi.jp)

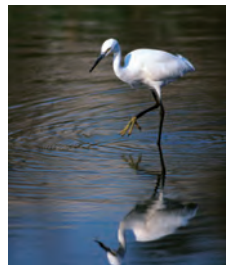




市の木 桜



市の花 れんげ草



市の鳥 しらさぎ